

理事会運用規則

2011年9月12日改定

(目的)

第1条 本規則は、GEMITS アライアンスパートナーズ規約(以下、「規約」という)に基づき、理事会業務の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的として、理事会について定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本規則において、用語の定義は規約のそれに従う。

(理事会の開催)

第3条 原則として定例理事会を3ヶ月に1回開催する。また、必要に応じて臨時理事会を開催することがある。

(理事会の招集)

第4条 理事会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を明確にして、全理事及び全監事に通知しなければならない。

(関係者の出席)

第5条 理事会が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録の作成)

第6条 議長は、開催日時、開催場所、出席者及び議事概要を記載した議事録を作成し、出席者はそれに署名又は押印するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出席者は、電子メールでの意思表示により署名又は押印に代えることができるものとする。

(担当理事)

第7条 庶務及び経理に係る事項に関して、会長を補佐する庶務担当理事を置く。

2 前項の庶務担当理事は理事会において選出する。

(規則の改廃)

第8条 本規則の改廃は、理事会において行うものとする。

(附則)(2011年7月6日制定)

第1条 本規則は、2011年7月6日から適用する。

(附則)(2011年9月12日改定)

第1条 本規則は、2011年9月12日から適用する。